最終更新日:2015年7月7日
株式会社 商船三井
代表取締役 社長執行役員 池田 潤一郎
問合せ先:経営企画部 企画グループ TEL: 03-3587-7003
証券コード:9104
http://www.mol.co.jp

**当社のコーポレート・ガバナンスの状況は以下のとおりです。**

## I コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方及び資本構成、企業属性その他の基本情報

### 1. 基本的な考え方

当社は、社長が経営の最高責任者として行う業務執行を、社外取締役の参画を得た取締役会が監督及び督励することが当社にとり最適なガバナンスの形態と考えます。コーポレート・ガバナンスへの取り組みとは、株主の視点に立って企業経営の透明性を高め、経営資源の最適配分を通じてステークホルダーの利益を極大化するための体制づくりと考え、この理念を当社グループの企業理念として「社会規範と企業倫理に則った、透明性の高い経営を行い、知的創造と効率性を徹底的に追求し企業価値を高めることを目指します」と謳っております。

### 2. 資本構成

| | |
|---|---|
| 外国人株式保有比率 | 30%以上 |

【大株主の状況】更新

| 氏名又は名称 | 所有株式数(株) | 割合(%) |
|---|---|---|
| 日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社 | 224,744,000 | 18.63 |
| 日本マスタートラスト信託銀行株式会社 | 60,902,000 | 5.05 |
| 三井住友海上火災保険株式会社 | 34,165,500 | 2.83 |
| 株式会社三井住友銀行 | 30,000,000 | 2.49 |
| 資産管理サービス信託銀行株式会社 | 24,555,521 | 2.04 |
| 野村信託銀行株式会社 | 19,090,000 | 1.58 |
| 株式会社みずほ銀行 | 17,000,002 | 1.41 |
| ザ バンク オブ ニューヨーク メロン エスエーエヌブイ 10 | 14,931,414 | 1.24 |
| ステート ストリート バンク ウェスト クライアント トリーティー 505234 | 13,313,067 | 1.10 |
| 住友生命保険相互会社 | 11,848,000 | 0.98 |

| | |
|---|---|
| 支配株主(親会社を除く)の有無 | ――― |
| 親会社の有無 | なし |

補足説明

―――

### 3. 企業属性

| | |
|---|---|
| 上場取引所及び市場区分 | 東京 第一部、名古屋 第一部 |
| 決算期 | 3 月 |
| 業種 | 海運業 |
| 直前事業年度末における(連結)従業員数 | 1000人以上 |
| 直前事業年度における(連結)売上高 | 1兆円以上 |
| 直前事業年度末における連結子会社数 | 300社以上 |

### 4. 支配株主との取引等を行う際における少数株主の保護の方策に関する指針

―――

## 5. その他コーポレート・ガバナンスに重要な影響を与えうる特別な事情 更新

当社の連結子会社中の株式上場会社はダイビル株式会社と株式会社宇徳です。ダイビル株式会社においては社外取締役1名、株式会社宇徳においては社外取締役1名及び社外監査役1名がそれぞれ当社役職員から選任されています。

## Ⅱ 経営上の意思決定、執行及び監督に係る経営管理組織その他のコーポレート・ガバナンス体制の状況

### 1. 機関構成・組織運営等に係る事項

| | |
|---|---|
| 組織形態 | 監査役設置会社 |

**【取締役関係】**

| | |
|---|---|
| 定款上の取締役の員数 | 20 名 |
| 定款上の取締役の任期 | 1 年 |
| 取締役会の議長 更新 | 会長（社長を兼任している場合を除く） |
| 取締役の人数 | 9 名 |
| 社外取締役の選任状況 | 選任している |
| 社外取締役の人数 | 3 名 |
| 社外取締役のうち独立役員に指定されている人数 | 3 名 |

会社との関係(1) 更新

| 氏名 | 属性 | 会社との関係(※) | | | | | | | | | | |
|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|
| | | a | b | c | d | e | f | g | h | i | j | k |
| 小村武 | その他 | | | | | | | | | | | |
| 西田厚聰 | 他の会社の出身者 | | | | | | | | | | | |
| 松島正之 | 他の会社の出身者 | | | | | | | | | | | |

**※ 会社との関係についての選択項目**
**※ 本人が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「○」、「過去」に該当している場合は「△」**
**※ 近親者が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「●」、「過去」に該当している場合は「▲」**

a 上場会社又はその子会社の業務執行者
b 上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役
c 上場会社の兄弟会社の業務執行者
d 上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者
e 上場会社の主要な取引先又はその業務執行者
f 上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家
g 上場会社の主要株主（当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者）
h 上場会社の取引先（d、e及びfのいずれにも該当しないもの）の業務執行者（本人のみ）
i 社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者（本人のみ）
j 上場会社が寄付を行っている先の業務執行者（本人のみ）
k その他

会社との関係(2) 更新

| 氏名 | 独立役員 | 適合項目に関する補足説明 | 選任の理由 |
|---|---|---|---|
| 小村武 | ○ | 小村武氏は当社借入先の日本政策投資銀行の総裁であったことがありますが（平成19年9月退任）、同行との取引規模、内容に照らして、株主投資家の判断に影響を及ぼすおそれはないと判断しております。<br><br>公益財団法人資本市場振興財団　理事長<br>前澤工業株式会社　社外取締役 | 当社と利害関係のない中立的な立場にあり、わが国の経済運営や政策金融に携わってこられた長年の経験と知見に基づき、経営判断の妥当性、業務執行の監督を株主の立場からチェックする幅広い経験と知識を有するため、社外取締役として選任しており、また証券取引所の独立役員に関する判断基準に照らしても一般株主と利益相反が生じるおそれがないことから、独立役員に指定しております。 |
| 西田厚聰 | ○ | 株式会社東芝　相談役<br>公益社団法人日本租税研究協会　会長<br>公益社団法人日本ロジスティクスシステム協会　会長 | 当社と利害関係のない中立的な立場にあり、経営者としての豊富な経験と幅広い知識を当社経営に反映し、業務執行を行う経営陣から独立した客観的観点から提言をいただくため、社外取締役として選任しており、また証券取引所の独立役員に関する判断基準に照ら |

| | | | |
|---|---|---|---|
| | | 公益財団法人国際研修協力機構　会長 | しても一般株主と利益相反が生じるおそれがないことから、独立役員に指定しております。 |
| 松島正之 | ○ | 三井不動産株式会社　社外取締役<br>株式会社エヌウィック　取締役会長<br>インテグラル株式会社　常勤顧問 | 当社と利害関係のない中立的な立場にあり、金融界における長年の経験と知見を当社経営に反映し、業務執行を行う経営陣から独立した客観的視点から提言をいただくため、社外取締役として選任しており、また証券取引所の独立役員に関する判断基準に照らしても一般株主と利益相反が生じるおそれがないことから、独立役員に指定しております。 |

| | |
|---|---|
| 指名委員会又は報酬委員会に相当する任意の委員会の有無 | なし |

## 【監査役関係】

| | |
|---|---|
| 監査役会の設置の有無 | 設置している |
| 定款上の監査役の員数 | 5 名 |
| 監査役の人数 | 4 名 |

### 監査役、会計監査人、内部監査部門の連携状況

会計監査は、当社と監査契約を締結している有限責任あずさ監査法人が監査を実施しております。監査役と会計監査人は、会計監査人の立案する監査計画の報告、監査役が策定する監査計画の説明、四半期レビュー結果の報告、期末監査の報告等の定期的な会合の開催に加え、期中の監査実施状況や監査上の重要問題について随時情報の交換を行い、状況の確認と相互理解に努め、有効な会計監査の実施を図っております。内部監査室は、監査役及び監査役会と連携し、当社及び当社の子会社の業務活動全般を対象とした監査を実施しております。監査役は、内部監査室と定例会議を開催し、内部監査室から監査計画及びその実施状況について説明を受けると共に、内部監査の結果について、案件ごとに開催される監査報告会に出席し、監査結果及び改善措置等の説明を受けています。また、定期的に開催される当社グループ監査役会には、グループ会社の監査役の他内部監査部門も出席し、相互の連携を深めております。

| | |
|---|---|
| 社外監査役の選任状況 | 選任している |
| 社外監査役の人数 | 2 名 |
| 社外監査役のうち独立役員に指定されている人数 | 2 名 |

### 会社との関係(1) 更新

| 氏名 | 属性 | 会社との関係(※) | | | | | | | | | | | | |
|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|
| | | a | b | c | d | e | f | g | h | i | j | k | l | m |
| 山下英樹 | 弁護士 | | | | | | | | | | | | | |
| 伊丹敬之 | 学者 | | | | | | | | | | | | | |

※　会社との関係についての選択項目
※　本人が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「○」、「過去」に該当している場合は「△」
※　近親者が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「●」、「過去」に該当している場合は「▲」

a　上場会社又はその子会社の業務執行者
b　上場会社又はその子会社の非業務執行取締役又は会計参与
c　上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役
d　上場会社の親会社の監査役
e　上場会社の兄弟会社の業務執行者
f　上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者
g　上場会社の主要な取引先又はその業務執行者
h　上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家
i　上場会社の主要株主（当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者）
j　上場会社の取引先（f、g及びhのいずれにも該当しないもの）の業務執行者（本人のみ）
k　社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者（本人のみ）
l　上場会社が寄付を行っている先の業務執行者（本人のみ）
m　その他

### 会社との関係(2) 更新

| 氏名 | 独立 | 適合項目に関する補足説明 | 選任の理由 |
|---|---|---|---|

| | 役員 | | |
|---|---|---|---|
| 山下英樹 | ○ | 山下・遠山法律特許事務所　弁護士<br>株式会社アイセルネットワークス　社外監査役 | 当社と利害関係のない中立的な立場にあり、弁護士としての専門的見地に基づき、経営判断の妥当性、業務執行の監督を株主の立場からチェックする幅広い経験と知識を有するため、社外監査役として選任しており、また証券取引所の独立役員に関する判断基準に照らしても一般株主と利益相反が生じるおそれがないことから、独立役員に指定しております。 |
| 伊丹敬之 | ○ | 東京理科大学イノベーション研究科教授<br>株式会社東芝　社外取締役<br>ジェイ　エフ　イー　ホールディングス株式会社　社外監査役 | 当社と利害関係のない中立的な立場にあり、経営学の専門家として企業経営に関する深い学識と幅広い知見を当社の監査に反映頂くため、社外監査役として選任しており、また証券取引所の独立役員に関する判断基準に照らしても一般株主と利益相反が生じるおそれがないことから、独立役員に指定しております。 |

## 【独立役員関係】

| | |
|---|---|
| 独立役員の人数 | 5 名 |

### その他独立役員に関する事項

当社の全ての社外役員を独立役員に指定しております。

## 【インセンティブ関係】

| | |
|---|---|
| 取締役へのインセンティブ付与に関する施策の実施状況 | ストックオプション制度の導入 |

### 該当項目に関する補足説明

平成19年6月21日開催の定時株主総会での承認に基づき、当社取締役に対する報酬等として、平成2年6月28日開催の定時株主総会で決議された取締役報酬額とは別枠で、会社法第361条の規定に基づき、ストックオプションとして新株予約権を発行するものであります。

| | |
|---|---|
| ストックオプションの付与対象者 | 社内取締役、社外取締役、従業員、その他 |

### 該当項目に関する補足説明

当社の業績と株主利益向上に対する当社の取締役、執行役員及び幹部職員並びに当社連結子会社社長の意欲や士気の高揚を目的とし、これらの者に対し、新株予約権を付与するものであります。従業員については幹部職員、その他については連結子会社社長を、それぞれ付与対象者としております。

## 【取締役報酬関係】

| | |
|---|---|
| （個別の取締役報酬の）開示状況 | 個別報酬の開示はしていない |

### 該当項目に関する補足説明 更新

平成26年度（平成26年4月1日から平成27年3月31日まで）の取締役及び監査役の報酬等の総額は次の通りです。

【種類別総額】

| 区分 | 対象員数 | 月例報酬 | 賞与 | ストックオプション | 報酬総額 |
|---|---|---|---|---|---|
| 取締役（除く社外取締役） | 7名 | 247百万円 | 20百万円 | 38百万円 | 306百万円 |
| 監査役（除く社外監査役） | 2名 | 66百万円 | ― | ― | 66百万円 |
| 社外役員 | 7名 | 47百万円 | 2百万円 | 7百万円 | 57百万円 |

(注1)上記には、平成26年6月24日開催の平成25年度定時株主総会終結の時をもって退任した取締役2名及び監査役1名に係る報酬が含まれております。
(注2)記載金額は、百万円未満を切り捨てて表示しております。

| | |
|---|---|
| 報酬の額又はその算定方法の決定方針の有無 | あり |

### 報酬の額又はその算定方法の決定方針の開示内容

取締役の報酬については、株主総会で定められた上限の範囲内で、取締役会または取締役会から委任を受けた代表取締役が決定しております。報酬の水準については、同業種他社及び他業種同規模他社を参考にしながら、人材を確保するにふさわしく、業績達成の動機付けとなる業績連動性を有し、中長期の企業価値と連動したものとなるよう意識しております。
これらに基づき、役員報酬は、「月例報酬」、単年度の業績を反映した「賞与」、中長期の企業価値と連動する「ストックオプション報酬」で構成しております。「月例報酬」については、各取締役の役位に応じて、毎月定額を支給しております。「賞与」については、全社業績の達成度に応じた役位ごとの基準額に担当部門業績を個人別評価として加味し、毎年6月に支給しております。「ストックオプション報酬」については、各取締役の役位に応じて毎年８月に付与しております。
監査役の報酬については、株主総会で定められた上限の範囲内で、常勤・非常勤の別、監査業務の分担の状況、取締役の報酬等の内容及び水準を考慮し、監査役の協議をもって各監査役が受ける報酬の額を定めております。監査役には、賞与・ストックオプションは付与しておりません。

### 【社外取締役（社外監査役）のサポート体制】

社外取締役及び社外監査役に対し、経営企画部が取締役会付議案件を面談ないし書面にて事前に説明すると共に、重要な業務執行について都度報告を行うなど、社外取締役の監督機能が有効になるようサポート体制を整えております。

## 2. 業務執行、監査・監督、指名、報酬決定等の機能に係る事項（現状のコーポレート・ガバナンス体制の概要）更新

取締役会は、社内取締役6名と社外取締役3名より構成されております。3名の社外取締役は、いずれも独立役員に指定されており、当社と利害関係の無い中立な立場にあり、各々の経験と知見から経営判断の妥当性並びに業務執行の状況について株主の立場に立ったチェックを行うと同時に、経営全般にわたって有益な意見を表することで、取締役会の活性化に大きな役割を果たしております。

業務執行については、当社は平成12年より執行役員制度を導入しており、取締役会で選任され代表取締役から権限の委譲を受けた執行役員が、取締役会で決定された経営の最高方針に従い業務執行を行うことで経営のスピードアップを図っております。取締役会は、定例としては年10回程度適切な間隔を置き開催され、又、必要に応じ随時開催されています。業務執行レベルの最高意思決定機関としての経営会議は原則として毎週開催され、取締役会が決定した最高方針に基づき、経営の基本計画及び業務の執行に関する重要案件の審議機関として機能しております。又、経営会議の下部機構として、STEER委員会、予算委員会、投融資委員会、安全運航対策委員会、CSR・環境対策委員会、コンプライアンス委員会、事業再生委員会、グローバル戦略委員会が設置されており、経営会議より必要事項について諮問され、検討・審議を行っております。

当社は監査役制度を採用しており、監査役4名の内、2名が社外監査役で、いずれも独立役員に指定されております。会計監査につきましては、当社と監査契約を締結している有限責任 あずさ監査法人が監査を実施しております。監査役及び会計監査人に加え、経営会議の直轄組織として各部室から独立した内部監査室を設置しており、監査役及び会計監査人がそれぞれ行う法定監査と連携してグループ会社を含めた業務執行の監査を行っております。

又、監査役監査の実効性を高め、かつ、監査職務を円滑に執行するための体制として、監査役の職務を補助する専属の使用人を配置しております。

なお、当社の会計監査業務を執行した有限責任 あずさ監査法人の公認会計士は、指定有限責任社員業務執行社員の薊　和彦氏、及び同 阿部與直氏であります。

当社の取締役報酬は、社外取締役を含む取締役会での検討と決議を経て決定されています。

上記の体制は、株主の視点に立って企業経営の透明性を高め、経営資源の最適配分を通じてステークホルダーの利益を極大化できるものと考えており、「社会規範と企業倫理に則った、透明性の高い経営を行い、知的創造と効率性を徹底的に追求し企業価値を高めることを目指します。」をグループ企業理念の項目の一つに掲げる当社の経営に最適なコーポレートガバナンスの形態と考えております。

## 3. 現状のコーポレート・ガバナンス体制を選択している理由

当社では、「コーポレート・ガバナンスのための不可欠の要件である社外取締役の参画を得た取締役会が、社長が経営の最高責任者として行う業務執行を監督及び督励する」現状の体制を選択することで、株主の視点に立って企業経営の透明性を高め、経営資源の最適配分を通じてステークホルダーの利益を極大化するための体制作りを行っております。

当社において社外取締役は、経営判断の妥当性並びに業務執行の状況について株主の立場に立ったチェックを行うと同時に、経営全般にわたって有益な意見を表することで、取締役会の活性化に大きな役割を果たしています。

## Ⅲ 株主その他の利害関係者に関する施策の実施状況

### 1. 株主総会の活性化及び議決権行使の円滑化に向けての取組み状況 更新

| | 補足説明 |
|---|---|
| 株主総会招集通知の早期発送 | ここ数年、法定の発送期限日よりも、7日以上早い発送を実施しております。 |
| 集中日を回避した株主総会の設定 | 平成12(2000)年開催の定時株主総会より、いわゆる集中日を回避して開催しております。 |
| 電磁的方法による議決権の行使 | 平成18(2006)年6月開催の定時株主総会より、インターネットによる議決権の行使を開始すると共に、「機関投資家向け議決権行使プラットフォーム」(いわゆる東証プラットフォーム)に参加しております。 |
| 議決権電子行使プラットフォームへの参加その他機関投資家の議決権行使環境向上に向けた取組み | 議決権行使プラットフォームには平成18年から参加しております。また、機関投資家に対しては適宜、議案の説明を行うなど、議決権行使環境向上に向けた取り組みを行っております。 |
| 招集通知(要約)の英文での提供 | 招集通知(含む、株主総会参考書類、事業報告)について英訳版を作成し、英文ホームページで公開しております。 |
| その他 | 自社ホームページへの招集通知の掲載 |

### 2. IRに関する活動状況 更新

| | 補足説明 | 代表者自身による説明の有無 |
|---|---|---|
| ディスクロージャーポリシーの作成・公表 | 当社ホームページに「基本方針」など、ディスクロージャーポリシーの内容の詳細について掲載しております。 | |
| 個人投資家向けに定期的説明会を開催 | 東京・大阪・名古屋において個人投資家セミナーに参加(年各1回) | なし |
| アナリスト・機関投資家向けに定期的説明会を開催 | 四半期決算説明会(年4回) | あり |
| 海外投資家向けに定期的説明会を開催 | 欧米アジアの機関投資家訪問(年3～4回) | あり |
| IR資料のホームページ掲載 | 決算情報、事業部門別情報、海運一般情報、CSR情報、定期開示資料、ビジ<br>ュアル資料、個人投資家向けページ、FAQ、など。 | |
| IRに関する部署(担当者)の設置 | IR関係者:社長ーIR担当役員ーIR室[TEL:(03)3587-6224, FAX:(03)3587-7734, E-mail address: iromo@molgroup.com] | |

### 3. ステークホルダーの立場の尊重に係る取組み状況

| | 補足説明 |
|---|---|
| 社内規程等によりステークホルダーの立場の尊重について規定 | 様々なステークホルダーに対する当社グループとしての宣言、役職員一人ひとりの心構えとして、「世界経済の発展への貢献」「企業価値の極大化」「安全運航及び海洋・地球環境の保全」を3つの柱とする「商船三井グループ企業理念」を定めています。また、コンプライアンス規程において、「基本方針」の一つとして「当社事業の公共的使命及び社会的責任を常に認識し、当社のステークホルダーからの信頼を損なわない」ことを定めると共に、「行動基準」の中で企業としての社会的責任を積極的に果たすことを定めています。 |
| 環境保全活動、CSR活動等の実施 | 当社の環境保全対策の柱は、安全運航の確保と環境負荷の軽減です。その中でも、海上輸送を事業の中核とする当社において安全運航の確保は最優先で果たさなければならない使命です。当社は安全性を測るための客観的な指標を用い安全運航プロセスの「見える化」を推進し、世界最高水準の安全運航を目指してまいります。また、低環境負荷輸送ソリューションの提供を目指して「船舶維新プロジェクト」を推進すると共に、生物多様性保全や自然保護に対するグループ役職員の意識を高め、これに資する活動を積極的に推進しています。CSR活動の一環としての社会貢献活動では、貧困撲滅や教育の普及など国連ミレニアム開発目標への貢献、地域社会への貢献という理念を掲げ、海運会社ならではの活動に |

| | |
|---|---|
| | 取り組んでいます。このような当社の環境・CSR活動の実施内容を紹介する「環境・社会報告書」を毎年作成し、公開しています。 |
| ステークホルダーに対する情報提供に係る方針等の策定 | コンプライアンス規程における「行動基準」の中で「様々なステークホルダーの理解及び支持を得られるよう積極的に企業情報を開示し、透明性の高い経営を行う」ことを謳っています。また、株主・投資家の皆様に対しては、独立したIR室を設け、積極的な情報開示を行っています。 |

# Ⅳ内部統制システム等に関する事項

## 1. 内部統制システムに関する基本的な考え方及びその整備状況 更新

平成18年5月11日の取締役会において、会社法の規定に基づき、内部統制のための体制の整備に向けた「内部統制システム構築の基本方針」を決議致しました。その後、内容の一部見直しを行い、平成27年2月18日の取締役会において、以下のとおり改定をしております。

1.取締役、執行役員及び従業員の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

＜コンプライアンス＞

(1)当社グループは法令及び定款に従うのみならず、「社会規範と企業倫理に則った透明性の高い経営を行なうこと」を企業理念のひとつに掲げている。当社はコンプライアンス体制の基礎としてコンプライアンス規程を定め、取締役会が任命するチーフコンプライアンスオフィサー(CCO)を委員長とするコンプライアンス委員会を設置し、定期的なモニタリングを通じ、コンプライアンス体制の整備及び維持を図る。
(2)役職員の行動規範としてコンプライアンス規程第5条に行動基準を定め、これらの遵守を図る。とりわけ、各国競争法の遵守、反社会的勢力に対する毅然とした対応、インサイダー取引の禁止、贈収賄の禁止、顧客及び会社等の秘密情報の保持、差別・ハラスメントの禁止等を徹底する。
(3)全ての役職員を対象に、独占禁止法、金融商品取引法、不正競争防止法等の各種法令・規則、及び社内規程に関する階層別研修、分野別研修、e-ラーニングなどを実施し、コンプライアンス違反の予防ならびに改善措置を講じると共に、コンプライアンス意識の徹底・向上を図る。
(4)コンプライアンス規程に基づき、コンプライアンス違反に関する報告・相談のための社内窓口及び社外弁護士によるコンプライアンス相談窓口を設置するなど報告・相談システムを整備し、運用を行う。

＜コーポレートガバナンス＞

(5)社内取締役と社外取締役により構成される取締役会は取締役会規程により、その適切な運営を確保し、取締役の職務の執行を監督し、コンプライアンス違反行為を未然に防止する。また、取締役は取締役会を通じて会社経営全般の最高方針決定に関わると共に、取締役会の一員として、執行役員の業務執行を監督・督励する。
(6)取締役会は経営会議を設置し、同会議は取締役会が決定した最高方針に基づき、社長執行役員が経営の基本計画及び業務の執行に関する重要案件を決裁するための審議を行なう。

(7)取締役会は、監査役が監査役会規程及び監査役監査基準により定める監査の方針に従い取締役及び執行役員の職務の執行を監査し、その他法令で定める任務を遂行できる環境を確保するよう努める。
(8)内部監査部門として経営会議からのみ指示を受け、他のいかなる職制からも独立した内部監査室を置く。

2.取締役及び執行役員の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

(1)取締役及び執行役員の職務の執行に係る情報については文書または電子情報により、文書管理規程及び電子情報セキュリティ規程に基づき、定められた期間、適切に保存・管理する。
(2)取締役及び監査役は、随時これらの文書を閲覧できるものとする。

3.損失の危険の管理に関する規程その他の体制

当社は、損失の危険に係る主たるリスクについて、以下の管理体制を整え、経営会議はその他のリスクを含めた全リスクの管理を統括する機関として機能する。
(1)海運市況リスク
当社の主たる事業である海上輸送の分野においては、世界の荷動き量及び船腹供給量の動向が船腹需給に影響を及ぼし、運賃及び傭船料の市況が変動する為、船舶などの投資に係る重要案件は、経営会議の予備審議機関として投融資委員会を設置し、同委員会においてリスクの把握、分析及び評価を経た上で、意思決定機関に付議する。
(2)船舶の安全運航
経営会議の下部機関として社長執行役員を委員長とする安全運航対策委員会を設置し、同委員会は安全運航対策委員会規程に基づき安全運航に関する事項の検討及び審議を行ない、運航船の安全運航の確保・徹底を図る。また、万一、不慮の事故が発生した場合は重大海難対策本部規程に基づき、損害拡大の防止と環境保全を図る。
(3)市場リスク
船舶燃料油価格の変動、為替レートの変動及び金利の変動などの市場リスクについては、市場リスク管理規程に基づき適切に管理することにより、リスクの低減を図る。

4.取締役及び執行役員の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

(1)取締役会は年間10回程度、適切な間隔を置いて開催するほか、必要に応じて随時開催する。取締役会に付議すべき重要な事項は、取締役会規程に定め、原則として経営会議においてあらかじめ審議する。
(2)経営会議は社長執行役員が指名し取締役会が承認するメンバーにより構成され、経営会議規程により原則として週1回開催するほか、必要に応じて随時開催する。また、経営会議は必要に応じ、下部機関として委員会を設け、必要事項につき諮問する。
(3)執行役員は取締役会で選任され、執行役員規程により代表取締役から権限の委譲を受け、組織規程が定める組織の業務分掌及び職位の職務権限に基づき、取締役会の決定した会社経営全般の最高方針に従い、業務執行を行なう。

5.財務報告の信頼性を確保するための体制

(1)適正な会計処理を確保し、財務報告の信頼性を向上させるため、経理規程を定めるとともに、財務報告に関わる内部統制の体制整備と有効性向上を図る。
(2)内部監査室は、財務報告に関わる内部統制の有効性を評価する。評価を受けた部署は、是正、改善の必要があるときには、その対策を講ずる。

6.当社及び子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制

(1)グループ会社における業務の適正を確保するため、グループ会社全てに適用するグループ企業理念を掲げ、これを基礎として、グループ各社で諸規程を定める。

(2)グループ会社の経営管理については、各社の事業内容によって管理担当部室を定め、担当部室長は、グループ会社経営管理規程に基づき、グループ会社から適時必要な報告を受け、経営状態及び事業リスクを適切に把握するとともに、重要経営事項については、当社の承認を得てこれを実行するよう求める。但し、組織規程に基づき準社内組織と位置付けられたグループ会社については、担当部室長に代わり担当役員がこれを行う。
(3)グループ会社におけるコンプライアンスを確保するため、当社の行動基準を含むコンプライアンス規程に則してグループ各社で諸規程を定める。当社のコンプライアンス相談窓口はグループ会社役職員からの相談も受け付け、グループ全体としてコンプライアンスの徹底を図る。
(4)グループ会社の監査については、各社が適切に内部監査体制を構築すると共に、当社の内部監査室は、内部監査規程に基づき定期及び随時に国内外のグループ会社の内部監査を行う。

7.監査役の職務を補助する専任スタッフとその独立性に関する事項

(1)監査役の職務を補助するため、監査役室を設置し、当社の従業員から監査役補助者を任命する。
(2)監査役補助者の人事評価は監査役が行い、監査役補助者の人事異動は監査役会の同意を得て決定する。
(3)監査役補助者は原則として業務の執行に係る役職を兼務しない。

8.取締役、執行役員及び従業員が監査役に報告をするための体制その他の監査役への報告に関する体制及び監査役の監査が実効的に行なわれることを確保するための体制

(1)取締役、執行役員及び従業員が監査役に報告すべき事項についての規程を定め、当該規程に基づき、取締役、執行役員及び従業員は当社の業務または業績に影響を与える重要な事項について監査役に報告する。
(2)コンプライアンス規程に基づく報告・相談システムの適切な運用を維持することにより、法令違反その他のコンプライアンス上の問題について監査役への適切な報告体制を確保する。
(3)代表取締役は監査役と定期的に会合を持つよう努める。
(4)内部監査室は監査役と連絡・調整を行い、監査役の監査の実効的な実施に協力する。

## 2. 反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方及びその整備状況

当社は、「社会規範と企業倫理に則った、透明性の高い経営を行う」との企業理念に則り、「反社会的勢力にくみせず、反社会的行為に加担しない」ことを基本方針としてコンプライアンスの徹底を図っております。

このため、コンプライアンス規程で「市民社会の秩序や安全に脅威を与える反社会的勢力及び団体に対しては、毅然とした態度で対応し、反社会的行為に加担しない」ことを定め、また反社会的勢力による不当要求が発生した場合に対応すべき責任者を設けて、平素から、警察、特殊暴力防止対策連合会、弁護士等の外部専門機関と連携し、反社会的勢力に関する情報の収集・管理を行っております。更に当社グループ内での情報交換を密に行い、グループ全体として、反社会勢力排除に向けた取組みを継続しております。

## Vその他

### 1. 買収防衛策の導入の有無

| | |
|---|---|
| 買収防衛策の導入の有無 | なし |

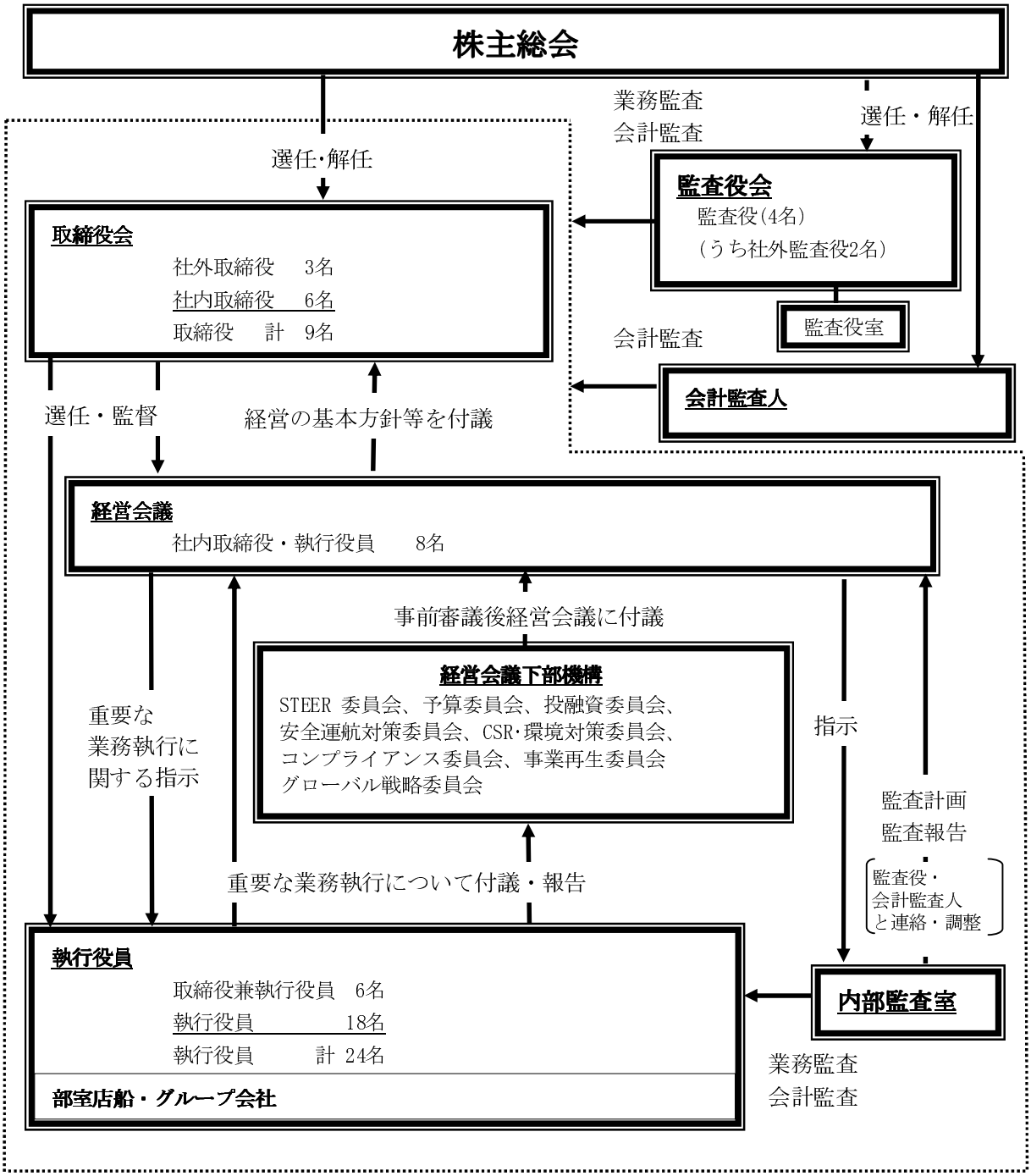
該当項目に関する補足説明

以下の対応を継続することで当社株価が正しく市場で評価され、企業価値を高めるようにすることが第一と考えます。
a. 安定した納得性の高い配当金の継続による株主重視の経営
b. 知的創造と効率性の徹底追求(当社企業理念より)
　⇒経営資源の最適配備、高い資金効率など
c. コーポレート・ガバナンスの充実や透明性の高い経営などによる株主からの信任
d. 当社事業戦略を理解・支援頂く株主・投資家獲得のためのIR活動の充実

### 2. その他コーポレート・ガバナンス体制等に関する事項 更新

(1)平成20年度から適用された金融商品取引法に基づく財務報告の適正性確保のための内部統制の評価・報告への対応として、コーポレート・ガバナンス及びコンプライアンスをサポートする機能を有している内部監査室を中心に内部統制の評価を行いました。結果、当社の財務報告に係る内部統制は有効であると判断し、その旨の経営者評価を記載した内部統制報告書を関東財務局に平成27年6月23日に提出致しました。尚、その内部統制報告書の内容は、外部監査法人よりも適正に表示しているものと内部統制報告書において認められております。当社では法令の求めに応じるだけに留まらず、業務の可視化、標準化、効率化を継続して進め、経営環境の変化にも柔軟に対応すべく、ステークホルダーの皆様の要請を一層満たす内部統制システムの運用を進めていきます。
(2)平成26年3月18日、公正取引委員会によって発表されたとおり、自動車輸送に関連する独占禁止法違反行為が存在したことに鑑み、再発防止とコンプライアンスの徹底・再強化に取り組んでいます。

当社のコーポレート・ガバナンス体制



# 適 時 開 示 体 制 の 概 要

１．適時開示に関する基本的方針

当社は、「企業理念」として、「社会規範と企業倫理に則った、透明性の高い経営」を行うことを目標としています。さらに、「コンプライアンス規程」に於いて、当社及び第三者の秘密情報の守秘義務を守り、インサイダー取引を防止することを規定すると共に、「法令及び規則等を遵守し、社会規範、企業倫理に照らして公正かつ透明性の高い企業活動を行う」 ことを基本方針として適時開示を実施しています。

具体的には、東京証券取引所の「上場有価証券の発行者の会社情報の適時開示等に関する規則」(以下、「適時開示規則」という)に基づき、会社情報の適時開示を行っています。また、適時開示規則の基準に照らして開示する義務がない情報についても、株主・投資家の皆様への情報開示が有益と判断するものについては、積極的な開示を行っております。

２．適時開示情報を把握・管理し、適時・適切に開示するための社内体制

⑴決定事実に関する情報

当社では、適時開示規則に定められている基準に照らして開示すべき決定事実は、総務部が関係各部署と協議の上、原則として、取締役会または経営会議の決議後、もしくは執行役員決裁後、速やかに開示することとしております。

⑵発生事実に関する情報

発生事実については、発生後、当該事実の発生を認識した担当部署が、取締役会または経営会議に報告を行い、総務部を通して適時開示規則に従い速やかに開示しております。

尚、緊急の必要がある場合は、担当部署より総務部へ報告すると共に、総務部は関係各部と協議の上、速やかに適時開示を行うこととしております。

⑶決算に関する情報

決算に関する情報については、経理部が決算数値を作成し、会計監査人による監査を受けた後、取締役会または経営会議の承認を経て、総務部を通して速やかに開示しております。

⑷子会社に係る情報

当社の子会社に係る情報は、当該子会社の担当部署を通じて総務部に情報が集約され、総務部が関係各部署と協議の上、速やかに適時開示を行う体制となっております。

尚、当社に於ける会社情報の適時開示に至るまでのプロセスを図に表すと、別紙の通りとなります。

３．適時開示のチェック・モニタリング

当社及び当社子会社に関し、適時開示の対象となる可能性のある会社情報を総務部に集約することにより、適時開示規則に基づき、開示の要否及び開示内容が正確かつ充分であることを総務部長（情報取扱責任者）が確認し、重要なものは総務部担当役員の承認を得た上で開示致します。

また、監査役は、「監査役監査基準」において定める「企業情報開示体制の監査」等の規定に則り、会社情報を適正かつ適時に開示するための体制が構築され適切に運用されていることを監視・検証しております。

４．インサイダー取引防止のための取組み

当社では、適時開示規則により定められた会社情報を適時・適切に開示することに努めると同時に、会社情報の適切な管理およびインサイダー取引の防止についても、最大限の注意を払っております。

そのため、平成元年４月に「インサイダー取引防止に関する社内規則」（平成 20 年１月改定）を制定し、情報管理責任者（管理部門担当の副社長）の下、各部室店に情報管理者１名をおき、当該部室店長がこれにあたることを定めています。役職員が自社または他社の重要な内部情報を入手した場合、情報管理責任者または情報管理者に速やかにその情報を報告することとしており、その場合、報告を受けた情報管理責任者または情報管理者は、当該情報の漏えい防止のために必要な措置をとることを規定しております。

また、自社株式の売買を行う場合には、その約定予定期間開始日の３営業日前までに、役員は情報管理責任者に、従業員は情報管理者に、「事前届出」を提出し、当該売買がインサイダー取引に該当しないことを確認しております（該当する場合は、重要事実の公表まで売買を差し止めています）。

さらに、役員については、自社株式の売買期間を、決算発表（四半期を含む）後などの一定期間に限定することにより、インサイダー取引となるリスクを最小限に抑えています。

尚、上述の「インサイダー取引防止に関する社内規則」及び「事前届出」のブランクフォームは、社内イントラネット上の掲示板、及び、当社グループ専用ウェブサイトに掲載し、役職員がいつでも閲覧可能な状態としています。

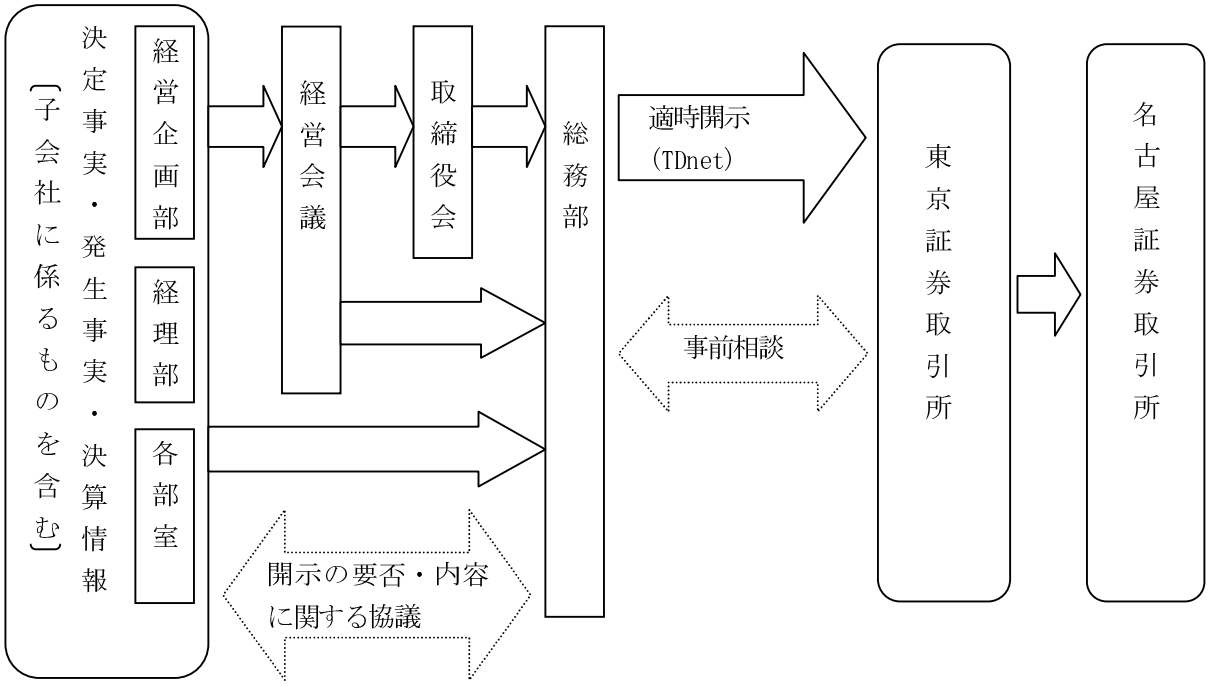
５．社内研修制度

当社では、インサイダー取引の防止や適時開示の重要性について、階層別研修、定期的な社内講習会、ｅラーニングテストなどを通じ、従業員の全員が、定期的にその重要性の認識を深めることができるよう教育・研修制度を整備しております。

また、グループ会社の役員・従業員を対象として同様の講習やオリジナルのテストを行うと共に、グループ各社に於いても、連結子会社を中心に、インサイダー取引防止のための社内体制整備を行っております。

以 上

＜別　紙＞




当社では、適時開示について、総務部を窓口とし、以下の体制により対応しております。

１．会社情報の収集･把握
当社及び当社子会社に関し、適時開示の対象となる可能性のある会社情報を総務部に集約する。

２．適時開示の要否の判定
集約された会社情報に関し、社内協議、東京証券取引所との事前相談の上、開示の要否を判定する。

３．開示内容の確認
適時開示規則に基づき、開示内容が正確かつ充分であることを確認する。

４．東京証券取引所を通じた適時開示
決定事実及び決算情報については決定・承認後遅滞なく、発生事実については発生後、遅滞なく、適時開示を行う。